

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	植村 理
論文審査担当者	主 査	政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部教授	中室牧子
	副 査	政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部教授	鈴木寛
	副 査	政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部教授	和田龍磨
	副 査	政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部教授	小澤太郎
学力確認担当者：				

1. 論文の目的と構成

植村理君が提出した学位請求論文は、『早生まれの影響 相対的年齢効果の検証と画一的学年制への再考』と題し、就学期の生徒・児童の能力に対する相対的年齢効果(Relative Age Effect)を実証的に明らかにし、日本の公教育に対する政策提案を試みた。彼女がこの研究をするに至った経緯は、植村君自身が早生まれ児の保護者であるということや、海外での留学や勤務経験がある。海外では、同じ学年コホートの中では発達面で不利を抱える早生まれの児童・生徒は比較的柔軟に学年を選択することができるのに対し、日本では生まれ月による学年制を厳格に運用している。この合理性や問題点を問い直すことが研究の問題意識であり、出発点になっている。

本研究で用いられた分析手法は Kawaguchi (2011) を踏襲している。Kawaguchi (2011)は、国際的に比較可能な標準学力テストである国際数学・理科教育調査 (Trends in International Mathematics and Science Study : TIMSS) を用いて生まれ月が学力に与える影響を分析している。ただし、データの制約もあり、分析対象が一部の学年・科目に限られていることもあり、本研究では自治体から提供されたより学年・科目のカバレッジの広いデータを用いた分析を行っている。自治体から提供されたデータは、各学年 5 万人、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 学年をあわせて 30 万人を対象にした大規模な悉皆調査である。2015-2017 年の 3 年分、のべ 90 万人のデータを用いた。このデータには国語、算数、英語 (中学生のみ) の学力テストの結果以外に、後に詳述するが生徒・児童を対象に行ったアンケート調査に基づいた非認知能力や保護者の社会経済的地位をあらわす情報も含まれている。

論文は全七章で構成されている。第一章は序章である。相対的年齢効果の定義、問題の所在、研究の新規生について議論した。第二章では、先の Kawaguchi (2011)を中心に先行研究の整理を行っている。また相対的年齢効果については、Bedard and Dhuey (2006)を始め、海外でも多

数の研究が行われていることから、海外の先行研究と日本の先行研究の比較を行った。この結果、日本のデータを用いた実証研究では、学力に対する相対的年齢効果は海外よりも大きいこと、相対的年齢効果はかならずしも年齢とともに縮小しないこと、このメカニズムの解明に向けて非認知能力に対する相対的年齢効果を明らかにすることが重要である事を指摘した。また、労働経済学やスポーツ経済学における相対年齢効果に関する研究についても関連を述べた。

第三章は、実証分析の方法、データ、記述統計である。具体的に、学力については、国語、算数数学のテストの正答率を偏差値化し、非認知能力については、自制心、勤勉性、自己効力感、やり抜く力の4つの心理尺度を偏差値化した上で被説明変数として使用した。生まれ月は外生的に決定していると考え、最小二乗法を用いて推定した。説明変数となる生まれ月は四半期でまとめたダミー変数とし、最も相対年齢の大きい4-6月生まれの子供を基準とした。また学力に影響を与える保護者の社会経済的地位も、家庭の蔵書数などを代理変数とすることでコントロールしている。さらに、この分析で利用したデータがパネルデータ（同一児童を複数期間にわたって追跡したデータ）であることを生かし、調査実施日に欠席したかどうかの確率に相対年齢が関係しているかどうかの分析も行った。

第四章では、回帰分析の結果を示した。学力に対する相対的年齢効果は、全学年、男女別の分析において観察された。学年が上がるごとに減少するが、中3においても4-6月生まれと1-3月生まれの間には偏差値にして1.2程度の差があり、その差は0.1%水準で統計的に有意であった。非認知能力については、4つの心理尺度のうち、自己効力感とやり抜く力に顕著に相対的年齢効果が観察され、特に自己効力感の係数は学年とともに拡大する傾向がある。そのほかの非認知能力における影響も、学力テストとは異なり、学年が上がっても減少することはない。保護者の社会経済的地位の影響は、相対的年齢効果が学力や非認知能力に与える影響を部分的に相殺する効果はあるものの、それを完全に相殺するほどの効果を持たないことも明らかになった。

第五章では、分析結果の解釈をしている。学力に対する相対年齢効果の係数は、総じて先行研究よりも大きい。先行研究が日本全体の代表性のあるデータを用いているのに対して本研究では特定の自治体を対象にしたデータであることや、保護者の社会経済的地位など学力に与える他の要因を十分に制御仕切れていないことなどの課題は残されているが、

依然として、学力に対する相対年齢効果が観察される点は先行研究と整合的である。また、非認知能力尺度については、自己効力感に対する影響の大きさや、その格差が縮小する事がない点について「マタイ効果」の可能性に言及しつつ解釈を加えている。さらに、これらが観察されるメカニズムとして、早生まれ児に対する教員の態度に課題があることも示唆している。

第六章で、日本での学年制の根拠法と海外での先行研究に基づく政策をまとめている。特に歴史的には、日本と同様に硬直的な学年制を運用していた英国における科学的根拠に基づく政策形成 (Evidence Based Policy Making :EBPM) への転換、地方自治体による取り組み、保護者や世論の後押しについて紹介している。最後に政策的インプリケーションとして、国、地方自治体、学校現場での対策例を例示しつつ政策提言としてまとめている。第七章では先行研究、エビデンス、先進事例をまとめ、相対的年齢効果がもたらす格差や不平等の是正策の検討を提言した。

2. 本論文の評価

本論文の学術的意義は、以下の3点に要約できる。(1) 自治体から提供された大規模データを用いて、就学期の生徒・児童を対象にして、認知能力、非認知能力への相対的年齢効果について網羅的に分析し、解釈を加えた点である。(2) 特に、非認知能力に対する分析を行っていることに新規性が認められる。Western Economic Association International の Annual Meeting でもこの点を評価するコメントがあった点は付記しておきたい。(3) また日本における政策提言についても、その実現可能性にまで踏み込み、丁寧な考察が行われている。

主査として3年半に渡り植村君の指導にあたる中で、本博士論文の中には含めなかったものの、博士課程の中で執筆しすでに公開された、非認知能力に関わるSFCジャーナルに掲載された論文「自分に自信のない母親—規定要因と考察」が、2018年に石橋湛山新人賞を受賞したことを含め、植村君の研究には、本人の豊富な社会人経験を生かした課題設定、実現可能性を意識した政策立案がみられる。植村君は、本研究を通して自立的に調査研究を遂行するために必要な学識、高度な分析能力、統計的分析手法の理解、成果を社会と接続するマインドと能力を有することを示した。したがって、本学位審査委員会は、植村君が博士号(政策・メディア)を授与される資格があると認める。